

高知県漁業経営改善計画事務処理要領 改正の概要

令和5年4月1日に施行された「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則」及び「漁業経営の改善に関する指針」及び「漁業経営改善制度の運用について」に基づき、高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部を以下のとおり改正した。

① 経営改善計画の「一般型」における取組内容の追加

- ・上記の政令等において、経営改善計画のうち「一般型」に新たな取組内容が追加され、いずれかの取組を行う場合には5%以上の基準値を採用するとされたことに伴い、要領及び様式を変更。
 - 要領第3の1の(3)
 - 要領第3の1の表1
 - 様式第1号「記載要領」の3のア
 - 様式第1号別紙1及び別紙2
 - 様式第3号「記載要領」の2の(1)
 - 様式第3号別紙1及び別紙2

② 対象漁業者の記載

- ・上記の政令等において、漁業関係法令を遵守する漁業者、資源管理協定及び漁場改善計画の認定を受けることが困難な者、資源管理協定に基づく自主的な資源管理に取り組む漁業者を対象とするとされたことに伴い、要領及び様式を変更。
 - 要領第2の2
 - 第5の1の(2)のイの(イ)
 - 様式第1号「記載要領」の3のウ及びオ
 - 様式第3号「記載要領」の2の(3)
 - 様式第3号別紙7

③ 認定取消となった場合の支援措置の取扱い

- ・上記の政令等において、認定取消となった場合の支援措置の取扱いの記載が変更されたため、要領を変更。
 - 要領第5の3の(4)

④ 漁業関係法令違反、資源管理協定不履行等の場合の報告

- ・上記の政令等において、漁業関係法令違反、資源管理協定不履行等の場合の取扱いが記載されたことに伴い、要領を変更。また、様式を新設。
 - 要領第5の3の(1)
 - 要領第8の1
 - 要領第8の2
 - 様式第4号（新設）